

退職時における特別昇給要綱

〔 5 9 川職給第 3 1 2 号 〕
〔 昭和 6 0 年 2 月 8 日 〕

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 4 6 年川崎市人事委員会規則第 2 0 号）第 1 6 条の規定により、職員が公務上の死亡により退職した場合、退職の日に、その者が現に受けていた号給より 4 号給上位の号給に昇給させることができる。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年 3 月 3 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 6 月 1 日から施行する。